

国営施設機能保全事業「尾張西部地区」

1 地区概要等

本地区は、愛知県の西部に位置する名古屋市外8市2町1村にまたがる受益面積11,608haの農業地帯です。

本事業は、国営尾張西部土地改良事業（昭和60年度～平成8年度）により造成された日光川河口排水機場及び尾西排水機場のポンプ設備等の機能を保全するための整備（機能保全対策）と併せて想定される大規模地震に対する耐震化のための整備（耐震化対策）を行っています。

○総事業費：80億円（平成27年度時点）

○事業工期：平成27年度～令和9年度（予定）



位置図

2 令和7年度工事の実施状況

(1) 日光川河口排水機場（施工場所：愛知県海部郡飛島村）

○日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事

○日光川河口排水機場除塵設備整備（その3）工事

○日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事



日光川河口排水機場

(2) 尾西排水機場（施工場所：愛知県一宮市）

○尾西排水機場領内川2号ポンプ整備補修工事

○尾西排水機場補機・電気設備更新工事

○尾西排水機場他ゲート設備整備（その2）工事

＜ポンプ整備の状況＞



整備前



整備後



※写真は、尾西排水機場
領内川2号ポンプ



尾西排水機場

3 国営事業評価（再評価）の実施

本地区は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、平成27年度の事業採択から10年が経過したため、今年度、事業評価（再評価）を行いました。技術検討会を経て、「事業計画に基づき、事業完了に向けて着実に事業を推進する。」という結果になりました。再評価の実施に当たり、御協力を頂いた関係機関の皆様には、心より感謝申し上げます。

なお、評価結果の詳細については、農林水産省ホームページを御覧ください。

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/jigyoyouhuka/R7-02/r7kityuu.html>)

農地転用等をされる際は、申し出をお願いします。

国営施設機能保全事業「尾張西部地区」において、農地転用等により同事業の利益を受けなくなることが明らかとなった場合、土地改良法第88条第1項第1号に規定する申出（非受益の申出）をお願いします。

この申出は、当該事業計画の変更を行う際、受益地かどうかを確認する目的で使用します。提出先は、農林水産省の出先機関（木曽川水系土地改良調査管理事務所）宛となります。



■ 受益を受けないことの
申出があった土地
■ 事業施行地域



農地転用（宅地）

問合せ先：保全整備課

土地改良法の改正の内容について

農業水利施設の老朽化や農村人口の減少が進行し、気候変動による災害リスクが増大する中において、改正後の「食料・農業・農村基本法」（令和6年6月5日施行）の方向性に即した農業生産の基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう、土地改良法の一部が改正されました。

改正の内容

1. 目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し（第1条及び第4条の2関係）

改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して、目的及び土地改良長期計画に係る規定を見直し

2. 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置（第87条の2関係）

農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により、基幹的な農業水利施設（頭首工、用水機場等）の更新事業を実施できる制度の創設

3. 地域の農業水利施設等の保全に関する措置（第57条の11から第57条の15まで関係）

(1) 土地改良区が、市町村その他の関係者と連携して、「連携管理保全計画(水土里ビジョン)」を作成し、都道府県知事の認可を受け、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みを創設

(2) 認可を受けた計画に基づく土地改良区の合併について手続を簡素化等

地域の関係者が議論する枠組み



4. 防災・減災・国土強靱化のための措置

(1) 急施(※)の防災事業について、損壊が生じるおそれがある

農業水利施設の補強等の事業を追加（第87条の4関係）

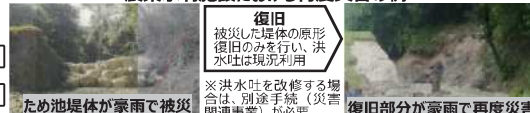
(2) 急施の復旧事業について、

- ・ 原形復旧だけでなく再度災害の防止のための事業を追加
- ・ 突発事故被害と類似の被害を防止するための事業を追加

（第49条及び第87条の5関係）

（※）急施：農業者の申請・同意なく特例的に急速に事業実施できる手続

農業水利施設における再度災害の例



突発事故被害の事例（パイプラインによる事故）



5. スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置

(1) 農地中間管理機構関連事業の拡充（第87条の3及び第96条の4関係）

- ・ 都道府県に加え市町村を事業実施主体に追加
- ・ 賃借権等に加え農地中間管理機構が所有権を有する農用地を対象に追加

(2) 情報通信環境整備事業の創設（第57条の9及び第57条の10関係）

- ・ 土地改良区が都道府県知事の認可を受けて情報通信環境を整備する事業を創設



ほ場の大区画化・情報通信基盤の整備



自動走行農機の導入



ドローンの活用

6. その他の所要の措置（第18条、第88条等関係）

土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置

施行日

令和7年4月1日

「土地改良法の改正の内容について・連携管理保全計画の策定」に関してのお問い合わせ先
東海農政局 農村振興部 土地改良管理課 （電話）052-223-4621

連携管理保全計画(水土里ビジョン)の策定

- ・地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、関係者が連携して取り組んでいけるよう、「**水土里ビジョン**」の仕組みを創設。
- ・「水土里ビジョン」は、「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の**将来を見通して**、次に関する事項について、地域の議論を経て土地改良区が策定。
 - (1) 基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組 (**地域の農業生産基盤の保全**)
 - (2) 保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組 (**土地改良区の運営基盤の強化**)

地域の農業水利施設等の保全に関する措置(連携管理保全計画(水土里ビジョン)の策定)

- (1) 地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者が連携し取り組んでいけるよう、土地改良区が連携管理保全計画(水土里ビジョン)を策定することができる仕組みを創設する(法第57条の11)
- (2) 連携管理保全計画(水土里ビジョン)の作成やそれに基づく取組に関して必要な事項について協議するため、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等により構成される協議会を組織することができる(法第57条の14)
- (3) 国及び地方公共団体は、水土里ビジョンによる取組が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うように努めるものとする(法第15条の5第3項)



○水土里ビジョンの策定に対する支援

＜土地改良区機能強化支援事業（R7からR11まで）＞
補助対象経費

- ・施設諸元や、耐用年数診断のための調査
- ・施設諸元データの電子化等
- ・協議会の運営に係る掛増し事務補助（臨時職員等）
- ・協議会に係る会議室借上げ 等

事業主体：土地改良区

補助率：定額（1ビジョン当たり300万円を上限）

＜支援の活用にあたって＞

- ・事業主体である土地改良区が都道府県土連に委託してビジョン策定に取り組むことも想定
- ・上限300万円の範囲内で複数年度に分けて活用することも可能

○都道府県の役割

（区域設定）

- ・土地改良区は、**都道府県の指導・助言**を踏まえながら、土地改良施設等の保全を図るべき区域を設定

（水土里ビジョンの認可申請）

- ・都道府県はビジョンの認可の申請があった場合において、その内容が基準に適合する場合には、その認可を行う

東海農政局管内の水利施設における「自然災害」に対する備え、観測情報の活用・管理

1. 防災情報ネットワーク事業について

防災情報ネットワーク事業では、国営土地改良事業において造成された水利施設（以下、「国営造成施設」という。）や防災重点農業用ため池に関して、防災情報ネットワークシステム設備の整備及び保守運用を行い、併せて、非常用対策として必要な災害応急用ポンプ等の整備等を行っています。

国営造成施設の観測・気象情報等に関しては、一元的に収集・行政機関等へ情報提供し、国営造成施設の的確な操作運用及び市町村等における迅速な初動対応体勢の整備等を図ることで災害の防止・抑制に資する事を目的としています。具体的には、対象施設の観測情報を、関東農政局に設置されている防災中央データセンターに送信、このうち特に重要なデータを内閣府総合防災情報システムに転送することにより、政府の有する防災情報の充実を図るとともに、国営造成施設の的確な状況把握を行っています。東海農政局としては、観測データの異常値を観測した場合に、関係者へその情報を自動送信し、いち早く現場状況を共有することに活用しています。

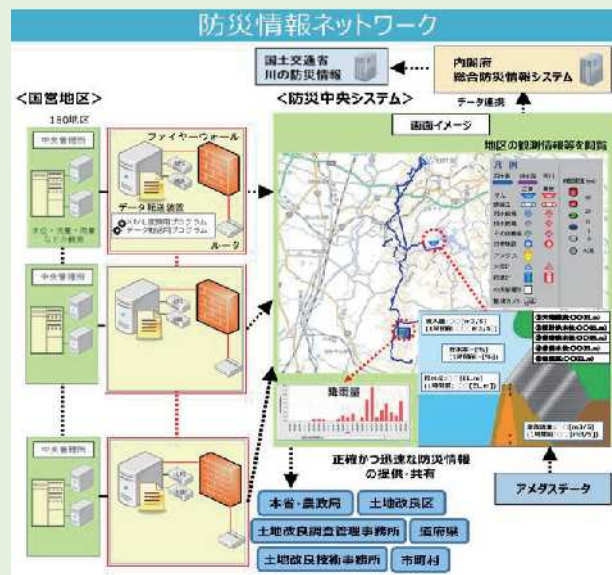
木曽調では、これらの防災情報の重要性から、情報伝送装置の適切な管理、気象業務法に基づく雨量計の点検をするなど、適切な管理に努めています。

2. 防災情報ネットワーク内の主な情報

本システムでは、次の計測情報等を提供しています。

- 計測情報：水位、流入量、放流量、雨量（時間雨量、累加雨量等）、地震の加速度等
- 状態監視情報：ゲートの開度、バルブ開度、ポンプ運転・停止等
- 故障・異常情報：施設の故障、欠測、電源異常等

※提供情報は施設により異なります。



3. 東海農政局管内の運用状況

東海農政局管内では、以下の全5地区でシステムを運用しています。

- 西濃用水第二期地区（岡島頭首工）
雨量計、堰水位
- 新濃尾地区（犬山頭首工）
雨量計、堰水位、堰放流量、地点流量等
- 新矢作川用水地区（羽布ダム、細川頭首工、乙川頭首工）
雨量計、貯水位、放流量、地震計等
- 中勢用水地区（安濃ダム）
雨量計、貯水位、放流量、地震計等
- 宮川用水第二期地区（栗生頭首工、斎宮調整池）
雨量計、貯水位、放流量、地震計等

